

Info
3

菊川市に住宅を建てた人へ

若者世帯定住促進補助金のご案内

市では、若者世帯の定住を進めるため、住宅の建築や購入にかかった費用の一部を予算の範囲内で補助しています。補助制度を活用し、菊川での定住をご検討ください。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係(☎35-0957)



■若者世帯定住促進補助金

●補助対象者

取得した住宅に住民票を異動する前1年間の住所が市外、または市内の賃貸住宅に1年以上継続して住んでいて、①または②に該当する人

①夫婦のいずれかが満40歳未満である夫、または妻

②配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親

※40歳未満とは、取得した住宅に住民票を移した日現在のことをいいます。

●補助金額

<一般世帯の場合>

上限25万円(住宅の取得費用の10分の1以内)

<三世帯同居または三世帯隣接住宅の場合>

上限40万円(住宅の取得費用の10分の2以内)

●申請期限

取得した住宅に住民票を移してから6カ月以内

※交付条件などの詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。都市計画課まで問い合わせください。



■【フラット35】地域連携型

●【フラット35】地域連携型とは

市と住宅金融支援機構が連携し、補助金と合わせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

●制度を利用するには

市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。利用を希望する人は、都市計画課まで問い合わせください。

※詳細は住宅金融支援機構ホームページ(右記)をご覧ください。



問い合わせ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(☎0120-0860-35) ※通話無料

営業時間 午前9時～午後5時
※土日とも営業しています(祝日、年末年始を除く)。

Info
4

菊川市省エネ家電製品購入補助金

地球温暖化対策への取り組みのひとつです

市では、地球温暖化対策推進のために、省エネルギー性能の高い家電への買い替えに対して補助を実施しています。省エネルギー性能の高い家電に買い替えることは、上昇する電気代の削減だけでなく、環境負荷の低減により二酸化炭素排出量の削減効果が期待できます。

問い合わせ 菊川市省エネ家電補助金専用ダイヤル(環境推進課内 ☎25-7600)



■菊川市省エネ家電製品購入補助金

●概要

対象 市民(市税などの滞納がない個人)が、令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)までに市内店舗から購入した対象家電(右記)

申請期限 令和8年2月27日(金)

●補助金額

購入経費	補助金額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上15万円未満	2万円
15万円以上	3万円

※補助金は1世帯につき、1年度1回限りの申請

※申請期限内であっても予算が上限に達した場合、補助金は終了となります。

※詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。



●対象家電



① エアコン



② テレビ



③ 冷蔵庫



④ 照明器具